

無人自動運転等の先進M a a S実装加速化推進事業費補助金における  
圧縮記帳等の適用について

令和3年8月26日

無人自動運転等の先進M a a S実装加速化推進事業費補助金事務局

無人自動運転等の先進M a a S実装加速化推進事業費補助金は、無人自動運転等の先進M a a S実装加速化推進事業費補助金事務局から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、本補助金のうち固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。